[8]便所 (政令第14条 条例第18条)

基本的な考え方

高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。

なお、乳幼児用設備(ベビーベッド・ベビーチェア)についての設計例やイラストは、[15]子育て支援設備 P.<mark>125</mark> 参照のこと。

●: 政令・条例の基準 ○: 望ましい整備

条例逐条解説 P.30~41 建築設計標準 P2-73

·····>	解説 べビーチェアとベビーベッドは、 各々の目的が異なるため、両方 設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置 するなど、建築物内の別の場所 に設ける場合は、便所内に設置 しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビー ベッドは兼用可能。
·····>	各々の目的が異なるため、両方 設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置 するなど、建築物内の別の場所 に設ける場合は、便所内に設置 しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビー
·····>	各々の目的が異なるため、両方 設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置 するなど、建築物内の別の場所 に設ける場合は、便所内に設置 しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビー
?	ベビーベッド・ベビーチェアはどの 便房に設置しても構わない。さら に、ベビーベッドは便房(個室)内 に設置しなくても良い。 ただし書きが適用されるのは次 の場合(条例施行規則第7条) ・主として自動車の駐車の用に 供する施設に設けるもの
	【国土交通大臣が定める構造】 (国土交通省告示第 1496 号) ・腰掛便座、手すり等が適切に 配置されていること ・車 <mark>椅子</mark> 使用者が円滑に利用す
	ることができるよう十分な空間 が確保されていること なお、
•	・手すりは左右両面に設置する・車 <mark>椅子</mark> 使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とするただし、電動車 <mark>椅子</mark> 等、大きな車 <mark>椅子</mark> では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。

		 ●車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●車椅子使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 	·····>	
				は、車 <mark>椅子</mark> 使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とする こと。 衣服等が落ちにくい形状とする。
	オストメイト 対応便房の 設備	●便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。 ●オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。	·····>	オストメイトの利用に配慮して、 パウチや汚れた物、しびん等を 洗浄するための汚物流し(洗浄 ボタン・水栓を含む)、ペーパー ホルダーを設置する。
		● 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと(床面積の合計が10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ● 水洗器具は、温水が使用できるものとすること(床面積の合計が10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ● 荷物を置くための棚等を設けること(床面積の合計が10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ● 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること(床面積の合計が10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200 ㎡以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。	······>	折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、多機能便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車 <mark>椅子</mark> 使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。
	小便器	●男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、 床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下の ものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければ ならない。 ●男子用小便器を設ける場合には、その周囲に手すりを設けなければ ならない。(一以上)	>	小便器を設置する便所を設ける場合にのみ適用となる規定であり、設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではない。
	標識(再掲)	●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所 又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それ ぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設がある ことを表示する標識を設けなければならない。	>	バリアフリー化された便所(車 <mark>椅</mark> 子使用者用便房があるもの)は、 国際シンボルマークを掲示しな ければならない。 [12]標識 P. <mark>107</mark> 参照
移動等円滑化経路	幅員の確保 (再掲) 戸の構造 前後のスペー ス (再掲)	●幅は、80cm 以上とすること。●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車格子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	······································	車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。 [2]出入口P.8 参照

望ましい整備			解説
全体計画 (配置等)	○個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、 他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。	····>	多機能便房(さまざまな機能を 備えた便房)は利用者が集中
	○ 多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの 機能を確保する「機能分散」を図る。		し、混雑することがある。 次の各機能(個別機能)を 異なる便房に適切に持たせる
	○高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助や性的マイノリティ等の 利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。		(機能分散する)よう計画する。 ・車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房
(案内設備)	○音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。また、 触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声 誘導装置を設ける。		・オストメイト対応設備・おむつ交換用のベビーベッド序章-19 便所における機能分散
	○車椅子使用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所 の位置を表示する。		参照。
	○建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。 ○利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができる よう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の		
共通事項 (出入口·戸)	付近に表示する。 〇便房の出入口は、車 <mark>椅子</mark> 使用者の利用を考慮すると 75cm 以上と する。	·····>	一般便房を少し大きくすること で、車 <mark>椅子</mark> 使用者も利用できる
			場合がある。
	○便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、 緊急の場合は外部からも開錠できるもの <mark>とする</mark> 。 なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにく い人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。	·····>	自動式引き戸の場合は、高齢者、障がい者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないよう、設置に当たっては十分に配慮する。「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン(JADA-0006)」(全国自動ドア協会)による。
	○便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作 がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。	•••••	手動式引き戸では、棒状の もの、開き戸では大きく操作性の 良いレバーハンドル式、プッシュ プルハンドル式またはパニックバ 一形式のものとする。
	○戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支 障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。		内開き戸は、利用者が便房内で 倒れたとき等に、倒れた利用者
	○内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。		
	○ 外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。		の体が障 <mark>がい</mark> となり開けることが できない可能性がある。
	○便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。	·····>	
	○使用時以外は扉が開いているタイプとする。		い可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示
(洗浄装置)	〇便座は、温水洗浄装置(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座) とする。		する等の配慮を行う。
	○女性用に、用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。	·····>	音が流れているかどうか聴覚障 がい者にはわからないため
(ボタン等配置)	○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを 横壁面に設ける場合は、JIS S0026 に基づく配置とする。(再掲)	·····>	手すりに掴まったときに、呼び出 しボタンに触れてしまうこと のないようにする。
	○洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急 通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。○ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりにくいものも あり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。		
	○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、 点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障がい 者にわかりやすい配慮をする。		
		!	

	○洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、 便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。	
	○呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。 床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。	
	○便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常 呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。	
	○呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、 水栓スイッチと区別できる形状とする。	
(手すり)	○和風便器についても、手すりを設ける。	
(衣服掛け)	○小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。	
(荷物置き)	○便房内及び洗面ブースには、車 <mark>椅子</mark> に座った状態で、手が届く高さに 荷物台を設ける。	
(洗面器)	○各便所内の洗面器のうち一個は手すり等を設け、寄りかかれる配慮を 行う。	
	○手荷物棚を設ける。	
	○子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。	
	○排水トラップは車 <mark>椅子</mark> 使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ (Pトラップ)のものとする。	
照明	○照明は、十分な照度を確保する。	
小便器	○知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。	
触知図案内板	○ 便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の 機能、位置等を表示する。	
	○点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいように 大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。	
車 <mark>椅子</mark> 使用 者用便房	○一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物 等では男女別に設置する。また、可能な限り各階に設ける。	
○ 便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対るようにする。		
	○異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。	
	○車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、 車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペース を設ける。	
(便器)	○便器は前面のトラップ部分に、車 <mark>椅子</mark> のフットレストが当たりにくいような型とする。	
	○便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。	
	○便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右又は 左からの側面移乗ができるようにする。	
	○座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあること から、便器に背もたれを設置する。	
	○便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。	
	○便器の座面高さは、床面から 40cm~45cm 程度とする。	
(手すり)	○手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定する。また、水平手すりの高さは 65cm~70cm に堅固に取りつけ、片側は車 <mark>椅子</mark> 使用者が移乗しやすいように可動式とする。 ○手すりの位置が遠すぎて、体をあずけることができない場合がある	
	ので、使いやすい位置に設置するよう配慮する。	

洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。

・P.<mark>63</mark> 図 8.16 参照。 ・[18]知的障がい精神障がい (発達障がい含む)支援設備 P.<mark>151</mark> 図 18.4 参照。

> 温水洗浄便座の操作ボタンは、 便座横に附置した操作ボックス ではなく、壁付けとする。

(出入口·戸)	○便房の出入口は、90cm 以上とする。	·····>	JIS T 9201 に定められる手動 車 <mark>椅子</mark> であれば出入口の幅が
	○車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能がある		80cm でも利用可能であるが、電 動車 <mark>椅子</mark> や、スポーツ用の車 <mark>椅</mark>
	ものや、ワンストップ機能があるものとする。 ○簡易便房を設置する場合、計画によっては、後ろに手をまわすことの		子の場合、利用できないものが
	できない車 <mark>椅子</mark> 使用者が施錠・開錠できないため、配慮が必要。		ある。(例:テニス用車 <mark>椅子</mark> 幅 87cm)
	○ 扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱 等を設けない。		
(手洗器)	○便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。	>	便所使用中に手等が汚れた際、 汚れた手で車 <mark>椅子</mark> に移乗して洗
(洗面器)	○水洗器具の吐水口の位置は、車 <mark>椅子</mark> 使用者が利用しやすい位置 (手前縁から 30cm~35cm 程度)に設ける。		面器までいくのではなく、便座に 腰かけたまま手元の手洗器で手 を洗えるようにする配慮である。
	〇自動水栓は、感知しにくいものもあり、対応として自動・手動切替の できる水栓の設置 <mark>をする</mark> 。		
	〇洗面器は車 <mark>椅子</mark> 使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざ や足先が入るスペース(高さ65 cm程度、奥行き55cm~60cm程度)		
	を設ける。高さ65 cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。		
	○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。		傾斜式鏡は主に車 <mark>椅子</mark> 使用者を想定したものであるが、立位で
(その他)	◯便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。		は使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮するこ
	○ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま使用できる位置に設置 する。		とでだれでも利用できる。
	○汚物入れは一般のものより大きいものが使いやすい。また、手の届く 範囲に設ける。		
	○衣服等を掛ける金具の設置高さは、車 <mark>椅子</mark> 使用者用 100cm 程度、 一般用 170cm 程度とする。(再掲)		
オストメイト対応便	○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。		
房の設備	〇ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物 流しの近くに着替え台を設置する。		
	〇ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。 鏡は、全身を映すことができるもの <mark>とする</mark> 。		
(鏡)	○鏡の床からの高さは、75cm~80cm、長辺方向の長さは 100cm 程度で平面鏡とする。		
(介護ベッド)	○大人用介護ベッドの大きさは幅 60cm 程度、長さ 150cm~180cm 程度とする。	·····>	着替え時の姿勢保持のため、 手すりを設ける。
冷暖房設備	○オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車 <mark>椅子</mark> 使用者用 便 <mark>房</mark> には、冷暖房設備を設置する。		
非常時のための設	○聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報や		
備	これに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。		

~	図一覧	
	· · · · ·	● ○
	便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備 	0
	手すり付き洗面器	
	車 <mark>椅子</mark> 使用者が利用しやすい洗面器	0
図 8.4	水栓器具 ————————————————————————————————————	0
図 8.5	車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房の計画例	•0
図 8.6	簡易型車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房の計画例	•0
図 8.7	個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	O
図 8.8	オストメイト用便房	•0
図 8.9	オストメイト簡易型設備	●○
図 8.10	その他の便所	0
図 8.11	洗浄ボタン等の標準配置例(「JIS S 0026」による)	O
図 8.12	手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例	0
図 8.13	操作が容易な洗浄装置	●
図 8.14	非常呼び出し装置等	O
図 8.15	小便器	●0
図 8.16	知的障がい者に配慮した小便器	0
図 8.17	大人用介護ベッド	●○
図 8.18	<mark>ベビー</mark> ベッド	O
図 8.19	便所・洗面所の例	●
図 8.20	便所・洗面所の改善例	●
図 8.21	小規模施設での改善例	●
図 8.22	大人用介護ベッドを車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房内に設けた例	●○
図 8.23	 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房内に設けた例 (220cm×280cm タイプ)	•0
図 8.24	汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房内に設けた例 (220cm×250cm タイプ)	•0

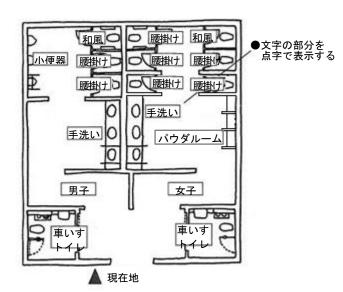
Ħ	- エック項目(政令・条例の基準)	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか(1 以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 ㎡以上(公衆便所は 50 ㎡以上)のものに限る)	
	③次の④及び⑤の便房を設ける便所	_
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚 障がい者に示す設備を設けているか (音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設し ているか)	
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	
	④車 <mark>椅子</mark> 使用者用便房を設けているか (1 以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
_	(2)車 <mark>椅子</mark> 使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
般基準	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
準	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (ただし、10,000 ㎡以上の場合は 2 以上)	
	(3)長さ 1.2m 以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか (10,000 ㎡以上に限る)	
	(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか (10,000 ㎡以上に限る)	
	(5)荷物を置くための棚等を設けているか (10,000 ㎡以上に限る)	
	⑥小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る)その他これらに 類する小便器を設けているか(1 以上)	
	(1)小便器に手すりを設けているか(1以上)	

関連する章

- ·[12]標識:P.107
- ·[13]案内設備:P.115

● ●図8.1 便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

○便所の触知図案内板の記載例



○便所の触知図案内板の設置例



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも 配慮された案内表示

便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障がい者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備 (触知図案内板又は音声による案内設備)を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障がい者に示すため、点状 ブロック等を2~3枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、一の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

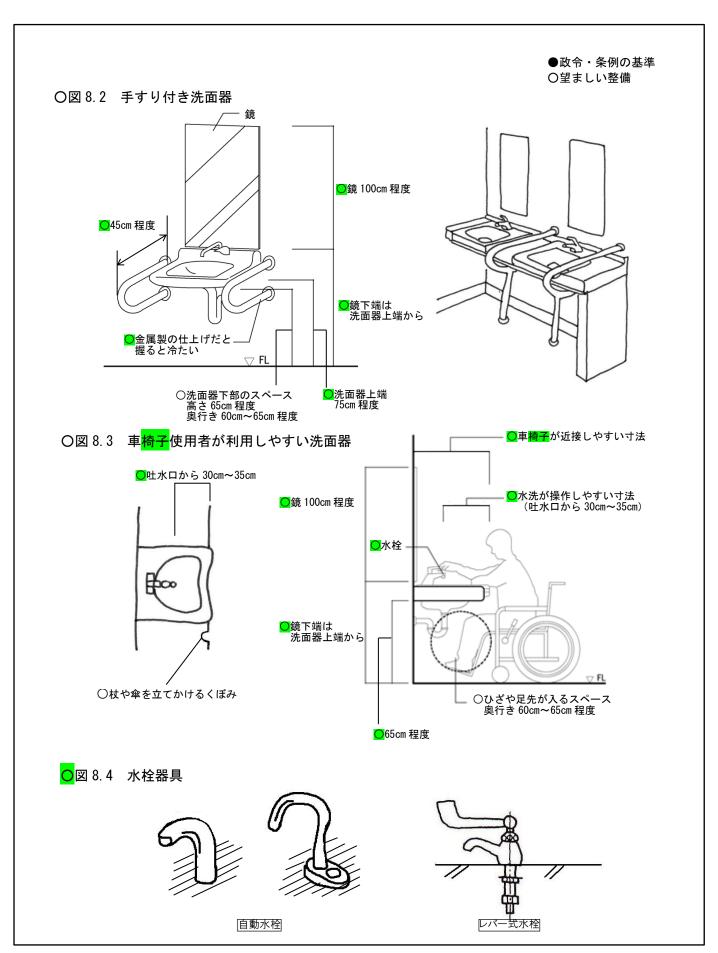
(参考:大阪府福祉のまちづくり条例施行規則)

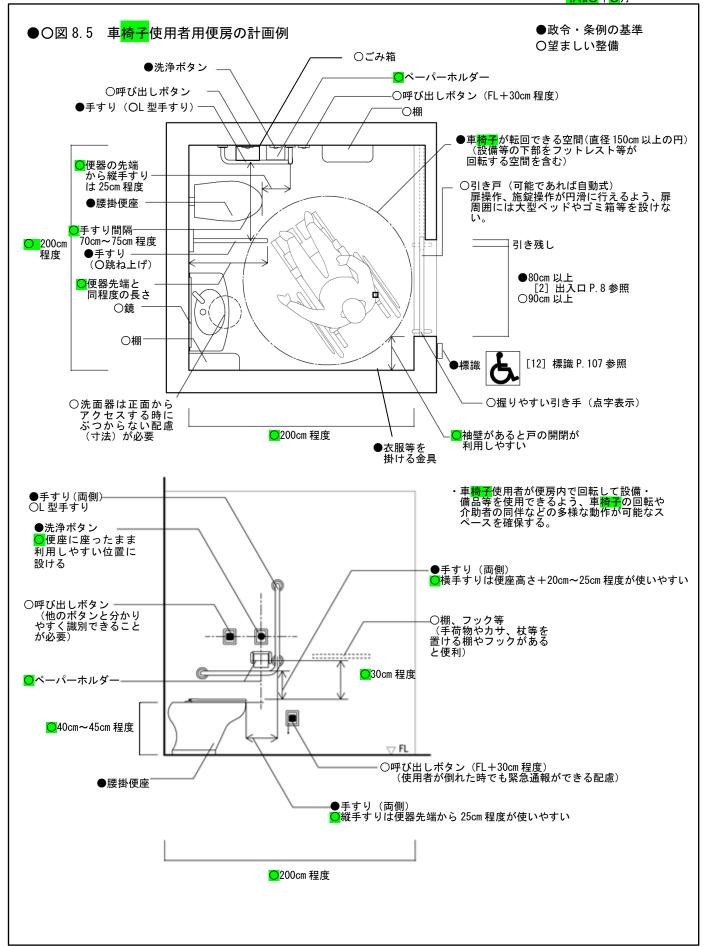
第六条 条例第十八条第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り(その前の床面に視覚障<mark>がい</mark>者に対しその存在をしめすために点状 ブロック等を敷設するものに限る。)
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

(点字を読むことができない視覚障がい者への対応について)

視覚障がい者の中には点字を読むことのできない方もいるため、便所の案内においても、 触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど 工夫を行うことが望ましい。





令和〇年〇月

●政令・条例の基準○望ましい整備

●○図 8.6 簡易型車<mark>椅子</mark>使用者用便房の計画例

_____ 一腰掛便器

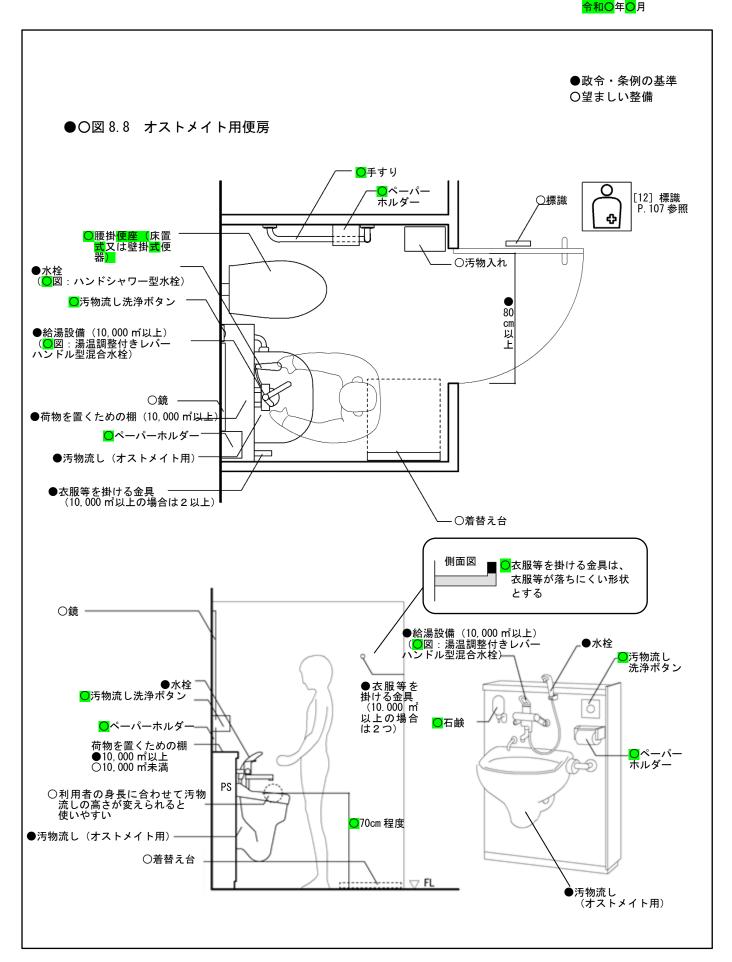
140cm

小規模な施設(500 m³未満に限る)については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状況に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。(ただし、公衆便所を除く。)

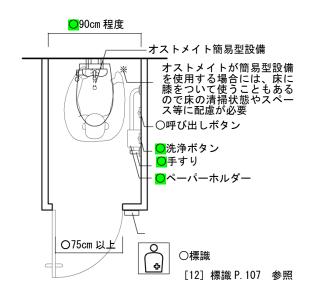
また、保育所については、主たる利用者が体格の小さい未就学児であることを考慮すると、車<mark>椅子</mark>使用者用簡易型便房でも十分な空間の確保ができると考えられるため、施設の規模に関わらず簡易型便房の設置でも可とする。

なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。

【簡易型便房】 側方進入の場合 直進又は側方進入の場合 ●150cm 以上 ■オストメイト簡易型 設備を設置すること でオストメイトの方 も利用が可能となる ●130cm 以上 <mark>●</mark>70cm~75cm程度が 利用しやすい ●手すり (〇跳ね上げ) ●手すり →70cm~75cm 程度が ○呼び出しボタン (〇跳ね上げ) 利用しやすい ●手すり . (OL 型手すり) ● 200cm ●手すり(OL型手すり) 以上 ●洗浄ボタン -○呼び出しボタン つペーパーホルダー ●洗浄ボタン ○呼び出しボタン ●80cm <mark>○</mark>ペーパーホルダー 以上 180cm (FL+30cm 程度) ○呼び出しボタン △以上 側方進入 の場合 (FL+30cm 程度) ●衣服等を掛け る金具 80 cm 以 <mark>○</mark>側法進入の 場合 130cm×130cm ○補助取っ手 ●衣服等を掛け ●標識 [12]標識 P. 107 参照 る金具 ●80cm 以上 直進進入の場合 ○図 8.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法 腰掛便器 汚物流し (オストメイト用) 腰掛便器 洗面器 洗面器 Œ 100cm 200cm 車椅子 直椅子 車椅子 腰掛便器 200cm 大型ベッド 汚物流し (オストメイト用) 汚物流し (オストメイト用) 洗面器 200cm 以上 200cm 160cm 200cm

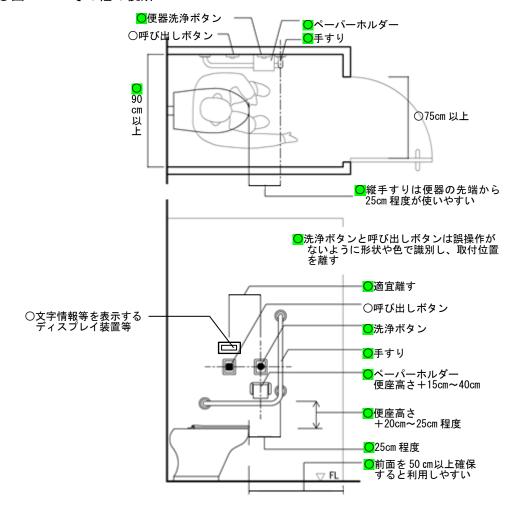


●○図 8.9 オストメイト簡易型設備

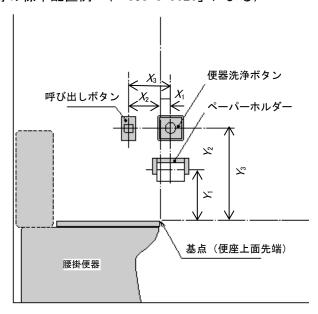


・500 ㎡未満(公衆便所にあっては、50 ㎡未満)の 小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物(例:共同住宅)について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備(便器に水栓をつけたもの等)の設置でもやむを得ないものとする。

○図8.10 その他の便所



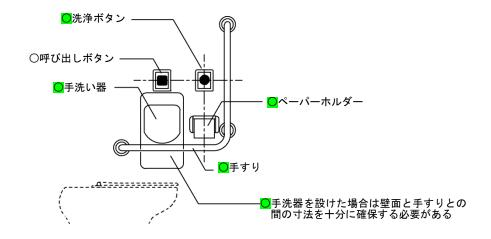
○図 8.11 洗浄ボタン等の標準配置例 (「JIS S 0026」による)



単位:mm

器具の種類	便座上面先端(基点) からの水平距離	便座上面先端(基点) からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	<i>X</i> : 便器前方へ	バ: 便器上方へ 約 150~400	-
便器洗浄ボタン	約 0~100	Y₂: 便器上方へ	Y₃:約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ : 便器後方へ 約 100~200	約 400~550	X ₃ :約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

○図8.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例





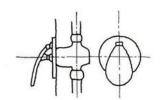
●○図8.13 操作が容易な洗浄装置

●政令・条例の基準 〇望ましい整備

《その他》



●押ボタン式スイッチ



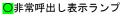
○くつべら式



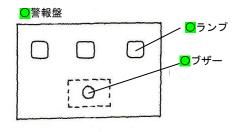
○光感知式

⇒光感知式の洗浄スイッチは、視覚障がい者には使いにくい設備であるため、押ボタン式スイッチと併用する。

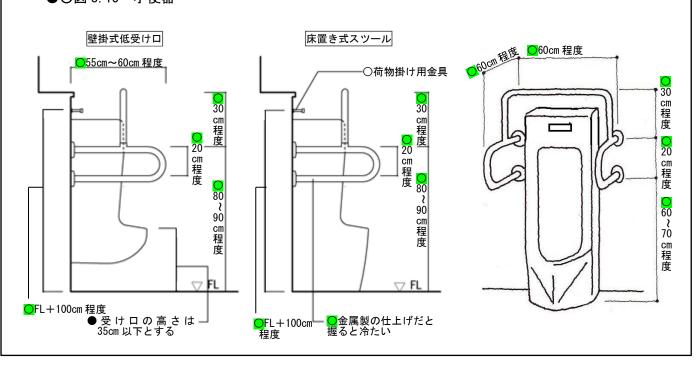
○図 8.14 非常呼び出し装置等





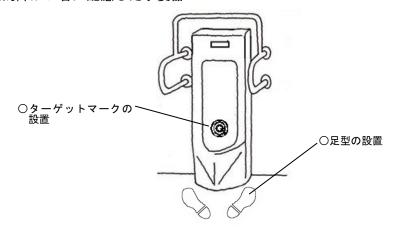


●○図 8.15 小便器

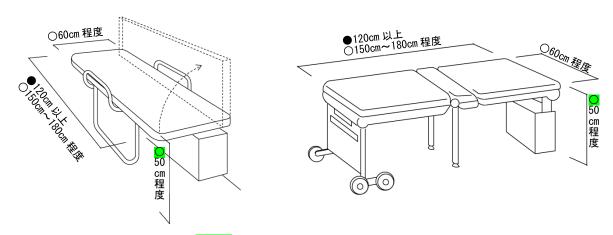


○図8.16 知的障がい者に配慮した小便器

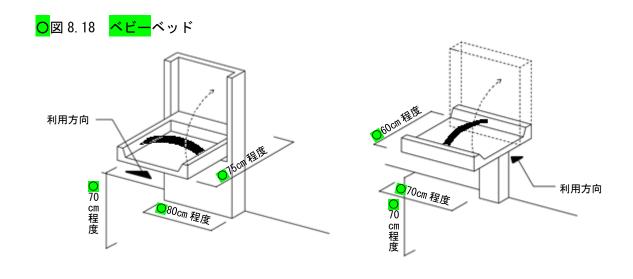
●政令・条例の基準 〇望ましい整備

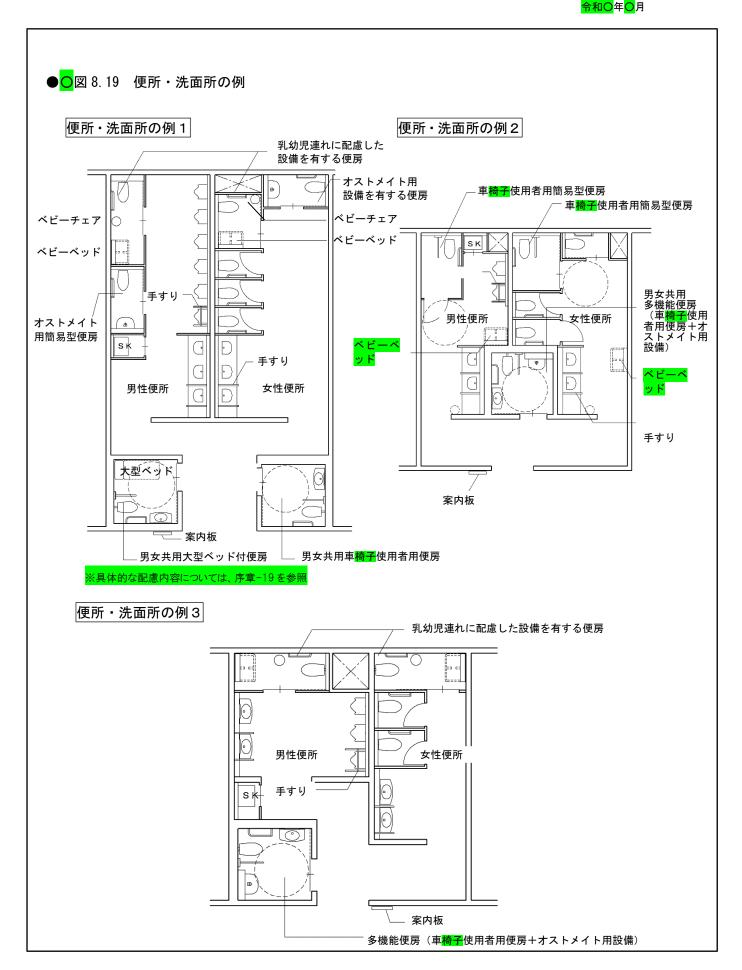


●○図 8.17 大人用介護ベッド



・大人用介護ベッドと<mark>ベビーベッドは寸法や耐加重に違いがあることに留意する。なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。</mark>

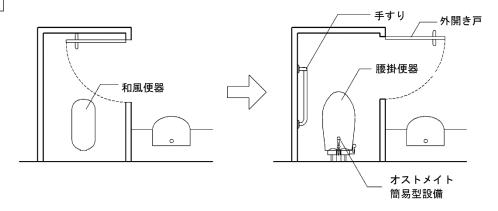




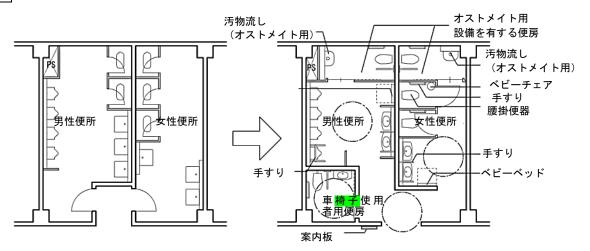
●○図8.20 便所・洗面所の改善例

- ・改善・改修により、車<mark>椅子</mark>使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、 総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。
- ・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、 工事の実施時期(休館日や夏休み等での工事の実施)、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等 の工夫が必要となる。

改善例 1



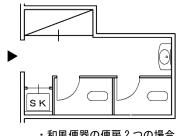
改善例2



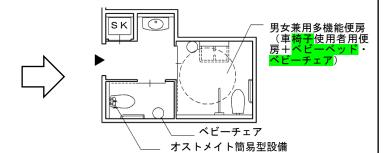
●○図8.21 小規模施設での改善例

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないこと が想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。
- ・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

改善例 1

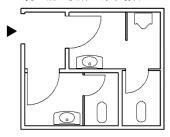


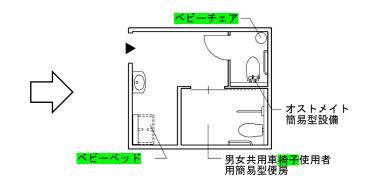
・和風便器の便房2つの場合



改善例 2

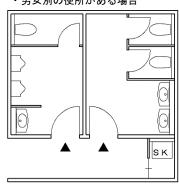
・男女別の便所がある場合

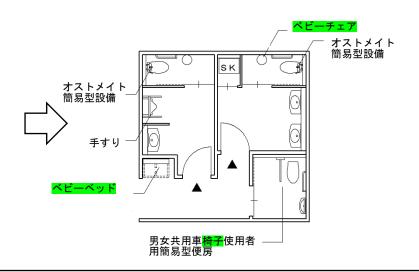




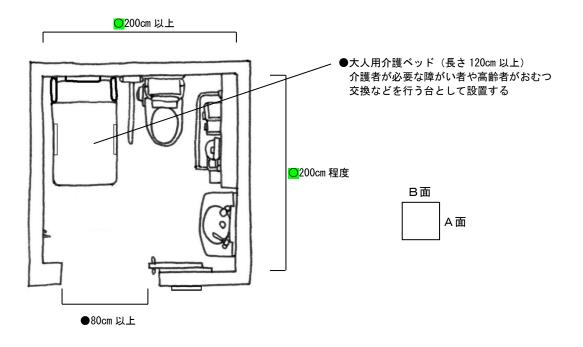
改善例3

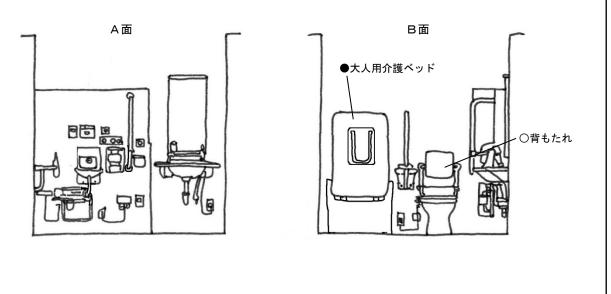
・男女別の便所がある場合



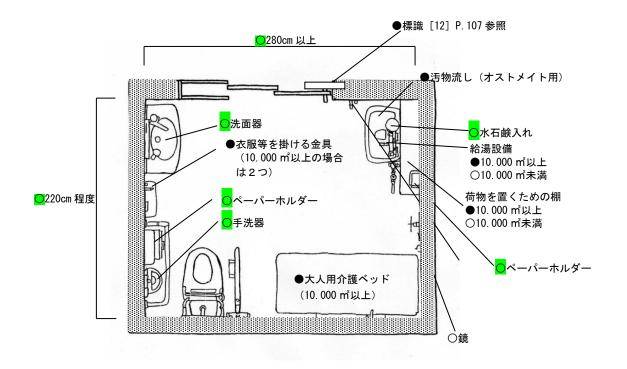


●○図 8.22 大人用介護ベッドを車<mark>椅子</mark>使用者用便房内に設けた例





●○図 8. 23 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを 車<mark>椅子</mark>使用者用便房内に設けた例(220cm×280cm タイプ)





A面 B面 ●衣服等を掛ける金具 ●衣服等を掛ける金具 (10.000 ㎡以上の場合は2つ) (10.000 ㎡以上の場合は2つ) メイト用) ●汚物流 (オス ーホルダ <mark>○</mark>手洗器 ○鏡 ○汚物入れ <mark>○</mark>130cm 程度 ○170cm 程度 ●大人用介護ベッド (10.000 m以上)

●○図 8. 24 汚物流し (オストメイト用) 及び大人用介護ベッドを 車<mark>椅子</mark>使用者用便房内に設けた例 (220cm×250cm タイプ)

